

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その４４）

令和３年５月３日

在シンガポール日本大使館

１．３０日、シンガポール保健省（MOH）は、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカとの水際措置の強化、タイ、フィジー、ベトナムのSHN情報の更新及び、感染防止強化措置を概要以下の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-local-situation-border-measures-for-bangladesh-nepal-pakistan-and-sri-lanka-thailand-and-precautionary-measures-to-minimise-transmission-from-tan-tock-seng-hospital-cluster>

（１）関係省庁タスクフォース（MTF）は、国内および世界の新型コロナウイルスの感染状況を注視しており、シンガポールにおける感染を抑制するためにより厳しい措置を取る予定です。

（２）バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカの周辺地域で感染者数が継続的に増加していることを踏まえ、水際措置をさらに強化していきます。また、2021年5月2日23:59以降、タイへの渡航歴がある旅行者も、専用施設での14日間のSHNが義務化されます（これまで選択可能であった自宅でのSHNは選択できなくなります）。

（３）先週、ケース62517（チャンギ空港ICA職員）に関連する家族感染やTan Tock Seng Hospita（TTSH）、Westlite Woodlands Dormitoryの感染から回復した労働者の間で新たなクラスターが確認されました。保健省はTTSHと協力して厳重な封じ込め対策を実施しており、またコミュニティでの感染リスクを低減するための安全管理対策も強化していく予定です。

（４）シンガポールにおける新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため引き続き警戒し、あらゆる予防措置を取っていくことが重要です。

**【バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカからの渡航の制限】**

(5) シンガポール出発前 14 日以内にバングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカへの渡航歴のある者は、現在、専用施設で 14 日間の SHN を受けることが義務付けられています。

最近、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカにおける感染者数が急増していることから、これらの国への水際措置をさらに強化します。

a. 2021 年 5 月 1 日 23 : 59 以降、追って通知するまで、過去 14 日以内にバングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカへの渡航歴（トランジットを含む）があるすべての長期滞在パス保持者および短期滞在者は、シンガポールへの入国およびシンガポールでのトランジットを許可されません。これは、既にシンガポールへの入国許可を得ていた人にも適用されます。

b. バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカへの渡航歴があり、2021 年 5 月 2 日 23 : 59 までに 14 日間の SHN を完了していないすべての旅行者は、SHN 専用施設で 7 日間の SHN を追加で行う必要があります。PCR 検査は、到着後、SHN14 日目、21 日間の SHN 期間終了前にも実施します。

**【タイからの渡航者は、専用施設で 14 日間の SHN】**

(6) タイでの感染拡大のリスクが高まっていることから、2021 年 5 月 2 日 23 : 59 以降に、過去 14 日間にタイへの渡航歴のあるシンガポール入国者は、専用施設で 14 日間の SHN が義務付けられます。また、専用施設以外での SHN を選択することはできません。

(7) フィジーおよびベトナムからの渡航者は、以下の条件を満たす場合、引き続き SHN 専用施設ではなく、14 日間の SHN を自宅で行うことを申請することができます。

a. 入国前の連続した 14 日間に、上記の国 5 以外の国・地域に渡航していないこと。

b. 住居（自宅）に単独で入居しているか、または同一の渡航歴のため SHN 期間が同一となる同世帯の者のみと入居する場合。

## 【PCR 検査は引き続き SHN 終了前に実施】

### 【Westlite Woodlands Dormitory クラスタ最新情報】

(8) Westlite Woodlands Dormitory では、合計 27 名の労働者（感染から回復していた者）が新型コロナウイルス陽性であることが判明しました。これらの者は感染が確認された時点で直ちに隔離されました。27 例のうち、20 例は過去の感染時のウイルス断片を排出していると判定済み又は一次判定されており、5 例は再感染例である可能性が高く、さらに 2 例は、再検査の結果、陰性と判定されました。なお、この 5 人の再感染者は既確認ケース 62181 と 62225 の同居人でした。これらの者のドミトリーや職場での濃厚接触者は隔離されています。これまでの調査から、過去の感染から回復した労働者で（再び）陽性となった者の多くは過去の感染の結果と考えられることを示唆しています。

### 【TTSH におけるクラスターを封鎖するための予防措置の強化】

(9) TTSH スタッフと患者の間で 13 人の感染者が確認されました。TTSH は直ちに関連病棟を封鎖する措置をとりました。患者、訪問者、病棟にいたスタッフを含む、特定された感染者の濃厚接触者はすべて隔離されています。4 月 18 日から 28 日までに TTSH メインブロックの 3 階から 13 階までにいた TTSH のスタッフと患者は全員検査を受けています。TTSH はまた、発熱や急性の呼吸器感染症状を発症する可能性のあるすべての入院患者のサーベイランス（検査）を強化しています。この追加検査により、明らかになっていない感染経路を見つけることができます。TTSH への医療従事者の移動も制限されます。これには、TTSH におけるすべての医療学生の配属と、必要のないトレーニングの停止が含まれます。

(10) コミュニティで検出されていない感染者からの感染拡大をなくすために、感染者が、他者への感染力を持っていたと考えられる期間中に訪れたすべての公共の場所を 2 日間閉鎖して清掃し、それらの場所のスタッフに対し、感染拡大を防ぐための検査を行います。感染期間中に感染者が訪れた公共の場のリストは、付属 A ([https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a7b468b22aaea4bf7aaec3dad5040e830.pdf?sfvrsn=ecacc0e5\\_0](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a7b468b22aaea4bf7aaec3dad5040e830.pdf?sfvrsn=ecacc0e5_0)) に記載されています。

(11) 4月18日以降に TTSH を退院した患者および TTSH を訪れた人、クラスターの感染者が感染力のある期間中に訪れた場所にいた人やその場所で働いている人を対象に検査を実施します。また、医療機関では、4月18日以降に TTSH に入院したことがある患者を注意深く観察するよう注意が喚起されています。感染リスクの高い濃厚接触者は、接触者追跡調査によってすでに特定されていますが、保健省は、コミュニティで検出されないまま感染が拡大するリスクを防止するために、前述のグループの人々に検査を提供しています。保健省は、2021年4月18日以降に TTSH を訪れたすべての訪問者および患者に対し、訪問した日から14日間、健康状態を注意深く観察するように助言しています。また、Regional Screening Centre (RSC) または Public Health Preparedness Clinic (PHPC) を訪れ、政府が提供するスワブ検査 (PCR 検査) を受けることを強く勧めています。

(12) 2021年5月3日から5月16日までの間、「Swab and Send Home」(SASH) PHPCs (SASH クリニックに関する情報は [phpc.gov.sg](http://phpc.gov.sg) で確認できます) で PCR 検査の予約を取るか、以下の4つの RSC のいずれかに直接出向くことができます。

- a. Former Da Qiao Primary School, 8 Ang Mo Kio Street 54, S(569185);
- b. Former Shuqun Secondary School, 450 Jurong East Street 21, S(609604);
- c. Former Coral Primary School, 20 Pasir Ris Street 51, S(518902);
- d. Former Bishan Park Secondary School, 2 Sin Ming Walk S(575565).

(13) 特定されたグループに属するすべての方に、検査受検のため名乗り出てください。その際、写真付きの身分証明書を持参し、PHPC または RSC のスタッフに、TTSH または掲載されている場所にいた日時のみ伝えてください。これらの検査にかかる費用は、政府が全額負担します。

**【新型コロナウイルス対策への警戒心を忘れずに】**

(14) この1週間で、コミュニティでの感染者数が増加しており、その中には現在、一部（感染確認された者と）リンクしていないものもあり、クラスターとなっているものもあります。そのため、コミュニティでの交流頻度を下げ、感染の連鎖を断ち切るために、迅速に対処しなければなりません。2021年1月22日、MTF は、1世帯への訪問者を1日あたり8人に制限することを発表しま

した。さらに MTF は旧正月期間中、他の家庭への訪問は 1 日あたり最大 2 世帯までとすることを示しました。今後更に、他の家庭を訪問する場合も、公共の場で友人や家族と会う場合も、社会的な交流の回数を 1 日 2 回までに制限する必要があります。以下の追加対策は、2021 年 5 月 1 日から 5 月 14 日まで（特に明記されていない限り）実施されます。

- a. モールおよび大型単独店舗：集客上限は総床面積 10 平方メートルにつき 1 人（GFA8 平方メートルにつき 1 人）に引き下げられます。
- b. 混雑しやすいモール（ラッキープラザ、ペニンシュラプラザ）：日曜日の奇数日、偶数日の入場制限が再開します。
- c. 屋外のバーベキュー場やキャンプ場：閉鎖されます。公園、HDB 団地、コンドミニウム、カントリークラブにあるバーベキュー場などが対象となります。
- d. その他集客施設：2021 年 5 月 7 日から 2021 年 5 月 14 日まで、MTI の承認を得て営業するすべての施設、集客上限を従来の 65% から 50% に縮小して営業することができます。

詳細については、関連当局よりも早く発表されます。

(15) コミュニティ内での感染爆発が再発しないように、全員が引き続き警戒することが重要です。全員、以下のとおりとしてください。

- a. 人混みに行くことを避け、可能な限り家にいる。
- b. 他の家庭や公共の場での集まりは、1 日 2 回までとする。
- c. 集まりの人数はなるべく小さくする
- d. 会うのはいつものグループに留める
- e. 具合が悪いときは家に留まり、病気が疑われる際は医師の診療及び検査を受け、ワクチンが提供された際には予防接種を受ける。

(16) 事業者は、可能な場合は従業員に自宅勤務をさせるべきです。事業者は引き続き、出勤する必要がある従業員については始業時間をずらし、フレックスタイムを導入すべきです。また、職場での懇親会は避けるべきです。内務省やシンガポール内国歳入庁など、ノベナ地区の公共機関には、職員に可能な限り自宅で仕事をするよう求めています。これらの対策により、職場や公共交通機関などの公共の場での交流を減らすことで、感染リスクを下げるできます。

(17) 最近のコミュニティでの感染事例を見ると、ワクチン接種が進んでも、感染拡大リスクは依然として高いことがわかります。私たちは、各種措置を強化し、違反に対しては躊躇なく対処します。一連の対策を引き続き見直し、感染拡大が継続した場合、コミュニティでの交流頻度を大幅に削減するためにさらなる措置を講じます。

(18) 新型コロナウイルスとの闘いにおいて、すべてのシンガポール国民が団結し、規律を守るために協力を求めます。共に、より安全で健康的なシンガポールを目指しましょう。

2. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び、予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

3. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次のURLをご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](http://mofa.go.jp)

6. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府はWhatsAppの専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>)